2　一般の政府職員の給与改定に伴い、検察官の俸給月額の改定を行うこととした。（法第二条の規定による改正後の別表関係）

3　この法律は、公布の日から施行することとした。ただし、2は令和七年四月一日から施行し、1は令和六年四月一日から適用することとした。

◇防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律（法律第七八号）（防衛省）

1　営外手当の月額を六、八三〇円とすることとした。（第一八条第二項関係）

2　自衛隊法第四五条の二第一項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）に支給される一二月期の期末手当及び勤勉手当の支給割合を、それぞれ一〇〇分の七一・二五等及び一〇〇分の五一・二五等とすることとした。（第一八条の二第一項関係）

3　常勤の防衛大臣政策参与、防衛大学校又は防衛医科大学校の学生（以下「学生」という。）及び陸上自衛隊高等工科学校の生徒（以下「生徒」という。）に支給される一二月期の期末手当の支給割合を一〇〇分の一七五とすることとした。（第一八条の二の二、第二五条第三項及び第二五条の二第三項関係）

4　自衛隊教官俸給表及び自衛官俸給表の俸給月額並びに自衛官候補生に支給される自衛官候補生手当の月額、学生に支給される学生手当の月額及び生徒に支給される生徒手当の月額を一般職の国家公務員の例に準じて改定することとした。（第二四条の二第二項、第二五条第二項、第二五条の二第二項、別表第一及び別表第二関係）

5　再任用職員に支給される六月期及び一二月期の期末手当及び勤勉手当の支給割合を、それぞれ一〇〇分の七〇等及び一〇〇分の五〇等とすることとした。（第一八条の二第一項関係）

6　常勤の防衛大臣政策参与、学生及び生徒に支給される六月期及び一二月期の期末手当の支給割合を一〇〇分の一七二・五とすることとした。（第一八条の二の二、第二五条第三項及び第二五条の二第三項関係）

7　一般職の国家公務員の例に準じて特定任期付職員に対して勤勉手当を支給することとした。（第一八条の三及び第二二条の二関係）

8　一般職の国家公務員の例に準じて自衛官候補生及び学生に対して単身赴任手当を支給することとした。（第二四条の二及び第二五条関係）

9　自衛隊教官俸給表及び自衛官俸給表の俸給月額を一般職の国家公務員の例に準じて改定することとした。（別表第一及び別表第二関係）

10　その他この法律の施行に関し必要な経過措置等を定めることとした。（附則第二条～第一一条及び附則別表関係）

11　この法律は、公布の日から施行し、1から4までは、令和六年四月一日に遡って適用することとした。ただし、5から9までは、令和七年四月一日から施行することとした。

◇国家公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律（法律第七九号）（内閣官房）

1　職員について、育児時間制度において一年につき人事院規則で定める時間を超えない範囲内で一日の勤務時間の全部又は一部について勤務しないことを選択できるようにするとともに、常時勤務することを要しない職員についても、育児時間の対象となる子の年齢を小学校就学の始期に達するまでに引き上げることとした。（第二六条関係）

2　防衛省の職員への準用規定について、所要の改正を行うこととした。（第二七条第一項関係）

3　この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して一年三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇国会職員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律（法律第八〇号）（国会）

1　国会職員について、育児時間制度において一年につき両議院の議長が協議して定める時間を超えない範囲内で一日の勤務時間の全部又は一部について勤務しないことを選択できるようにするとともに、常時勤務することを要しない国会職員についても、育児時間の対象となる子の年齢を小学校就学の始期に達するまでに引き上げることとした。（第二〇条関係）

2　この法律は、一部の規定を除き、国家公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行することとした。

◇補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第三八九号）（財務省）

1　補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の適用対象となる給付金として、新しい地方経済・生活環境創生交付金及び社会参加活躍支援等孤独・孤立対策推進交付金の追加等を行うこととした。（第二条及び別表関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇電気工事士法施行令の一部を改正する政令（政令第三九〇号）（経済産業省）

1　学科試験に合格した者に対しては、その申請により、次回に加え、次々回のその合格した学科試験に係る試験と同一の種類の試験の学科試験を免除することとした。（第九条第三項関係）

2　この政令は、令和七年一月一日から施行することとした。

◇防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第三九一号）（防衛省）

1　管理又は監督の地位にある職員に支給される俸給の特別調整額を改めることとした。（別表第四関係）

2　この政令は、公布の日から施行し、この政令による改正後の別表第四の規定は、令和六年四月一日から適用することとした。

◇令和六年九月二十日から同月二十三日までの間の豪雨による災害についての総合法律支援法第三十条第一項第四号の規定による指定等に関する政令（政令第三九二号）（法務省）

1　令和六年能登半島地震による災害に続いてその被災地において更に生じた令和六年九月二〇日から同月二三日までの間の豪雨による災害を総合法律支援法第三〇条第一項第四号に規定する非常災害として指定することとした。（第一条関係）

2　1の非常災害についての総合法律支援法第三〇条第一項第四号の政令で定める地区は、令和六年九月二〇日から同月二三日までの間の豪雨に際し災害救助法が適用された同法第二条第一項に規定する災害発生市町村の区域とすることとした。（第二条第一項関係）

3　1の非常災害についての総合法律支援法第三〇条第一項第四号の政令で定める期間は、この政令の施行の日から令和七年九月一九日までとすることとした。（第二条第二項関係）

4　この政令は、公布の日から施行することとした。（第二条第二項関係）